

生活道路における道路愛護作業に係る原材料等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路環境の整備及び道路愛護を目的として、地元関係者がその労力で生活道路の維持管理作業を実施する場合における原材料等の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象道路)

第2条 対象道路は、市道以外の生活道路で一般の通行の用に供されている道路とする。

(支給要件)

第3条 市長は、前条の規定に適合する道路において、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、予算の範囲内で原材料等の支給を行うものとする。

- (1) 地元関係者がその労力で道路愛護作業を実施する場合であること。
- (2) 地元自治会長から道路愛護作業申請書(様式第1号)が提出されていること。
- (3) 道路愛護作業の実施内容に対する原材料等の種類及び数量が適正なものであること。
- (4) アスファルト補修材申請数量は、1自治会100kg/年以内とする。

(原材料等の種類)

第4条 支給できる原材料等は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 真砂土
- (2) 砕石
- (3) 高炉スラグ
- (4) 単管杭
- (5) 防護ネット
- (6) 土のう袋
- (7) アスファルト補修材
- (8) その他道路愛護作業の実施内容により市長が特に認めたもの

(紛争の解決)

第5条 申請者は、道路愛護作業の実施にあたり紛争が生じたときは、これを解決しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。